

桧山路川水系河川整備基本方針

平成14年2月

三重県

目 次

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
1.1 河川及び流域の現状	1
1.1.1 河川及び流域の概要	1
1.1.2 治水事業の沿革と現状	2
1.1.3 河川の利用	2
1.1.4 河川環境	2
1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
1.2.1 河川整備の基本理念	4
1.2.2 基本方針	4
2 . 河川の整備の基本となるべき事項	6
2.1 基本高水並びにその河道への配分に関する事項	6
2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
2.3 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	7
2.4 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	7
(参考図)	
桧山路川水系図	8

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1.1 河川及び流域の現状

1.1.1 河川及び流域の概要

ひやまじ しま はまじま いそべ
桧山路川は、三重県志摩郡浜島町と同郡磯部町との境界付近の山岳地に源を
発し、はまじま
浜島町桧山路地区を南へ流下し英虞湾に注ぐ幹川流路延長 2.8km (法定
区間)、流域面積3.35km²の二級河川である。その流域は、浜島町のみであり山
地が約 8 割以上を占めている小河川である。

桧山路川水系が位置する浜島町は、表日本気候域の南海型気候に属し、あご
湾を隔てて太平洋に面しているため、年間を通じて温暖である。最近 10ヶ年
の平均気温(南勢地域気象観測所)は15 前後で年較差は比較的少ない。また、
年間降水量は2,217mm (昭和62～平成8年平均)と比較的多雨地域である。

しま
志摩半島は海食台地として有名であり、きい
紀伊山地の谷が入江や湾となり、リ
アス式海岸を形成している。桧山路川が注ぎ込む英虞湾もその1つであり、流
域内の平地は桧山路川周辺のわずかな地域にしか分布しない。

表層地質は、桧山路川流域全体に中生層に生成された四万十累層群や輝緑凝
灰岩が分布する。

桧山路川流域では複数の道路(県道浜島あご線、県道南勢浜島線、県道磯辺
浜島線)が交差しており、江戸時代から交通の要所(北へ登る桧山道、塩谷を
経て東へのびるはぎこ かわぐち たくい
迫子道、南は川口から田抗まで山路を経る浜島道といずれも桧
山路を基点としている - 「浜島町郷土のしおり」より)としての重要性は変わ
らない。

桧山路川流域は、伊勢志摩国立公園(普通地域)に指定されており、シイ・
カシ等の広葉樹から構成される山林が広がっている。

流域内には、大規模な面整備等の開発計画の予定はないが、近年、左岸河口
部向井橋付近に多目的グラウンドやテニスコート(2面)を有する面積約3.2ha
の浜島町ふるさと公園が整備され(H8.7開園)、町民体育大会等の行事にも利

用されている。

主な文化財としては町の天然記念物に指定されている浜島町一の高木である樹齢200年の大銀杏や、町の指定文化財である室町時代につくられた十一面観世音菩薩座像等があげられる。

1.1.2 治水事業の沿革と現状

桧山路川は古くから洪水や高潮による災害を被ってきた。代表的なものでは、満潮と高潮が重なった昭和28年の台風13号や昭和34年の伊勢湾台風(台風15号)による河口部堤防の決壊や家屋浸水等の被害があげられる。これらを受け、昭和40年代に河口部を中心として護岸工事が実施された。

また、桧山路川の河積は狭小で平成元年、2年、3年の台風と集中豪雨により河川は溢水・氾濫し、連続して20～30戸の浸水被害を受けてきた。これを契機として整備を進め、平成6年度より局部改良事業として河川改修に着手し、現在に至っている。

1.1.3 河川の利用

桧山路川では古くから農業用水、飲料水等流域の人々の生活全般に係る利用が行われてきた。現在は南勢志摩水道から給水を受けていることもあり、農業用水(灌漑面積10.29ha)の他、住民が洗い物に利用する等わずかな生活利用のみである。しかし、現況の淵は防火槽として利用されており、地域の貴重な水源である。

漁業については、河口部でアオノリの養殖を目的として漁業権が設定されており、9月～翌年5月頃まで河口付近のほぼ全面に養殖用の網が設置され、水面はアオノリで覆われる。また、魚介類の捕獲を対象にした内水面の漁業権は設定されていないが、節分から約1ヶ月間河口部付近でシロウオ漁が行われ、地元の風物誌となっている。

空間利用については、お盆の時期にわらで作った船を流して河口まで見送る

「^{しょうろう}精霊流し」が行われている。

1.1.4 河川環境

桧山路川は、最上流端から左支川が合流するまでの上流区間、感潮域の上限である前田橋までの中流区間、そして河口までの下流区間と、大きく3区間に分けられる。

上流区間では、山林と水田に囲まれた中を比較的急な勾配で流れ、谷すじを抜ける小川の様相を呈している。川幅は狭いが護岸沿いにわずかな州と、間隔を置いて瀬と淵が形成されている。山付き部を中心として堤内側からシイ、カシなどの広葉樹が繁茂し、落下昆虫を捕食するカワムツが淵に生息し、清浄な水と自然河岸を好むゲンジボタルが確認されている。

中流区間は、その最上流部で左支川を合流し、山林に挟まれた住居や水田を縫うように蛇行しながら流れる。山付き部にはシイ、カシなどの広葉樹が川に覆い被さるように生え、水面にその影を落としている。川幅は狭いが、その中にみお筋と州が形成され、水際にはヨシなどの抽水植物や、これを羽化に利用するトンボが生息する。川には連続的に、瀬と淵が形成され、昆虫や藻類を餌とするカワムツやオイカワが確認される。

下流区間は感潮区間であり、川沿いには集落や浜島町ふるさと公園があり、多くの人が集まる。河岸はそのほとんどがコンクリートの護岸で固められ、その川幅いっぱい水面が広がり、ゆるやかに水が流れる。また、河口部では、アオノリの養殖がさかんで養殖のための杭が水面上に見られる。河口部左岸には、シイ、カシなどの広葉樹が繁茂し、カワセミがこの枝やノリ養殖の杭を採餌の際に止り木として利用している。水質は清浄で、川床にはきれいな砂礫がありシロウオが産卵に姿を見せる。

水質については、前田橋付近で観測が行われており、BODで概ね1.0mg/l前後で推移しており良好な状態を保っている。（平成6年～12年平均）

また、年間2回、桧山路地区の婦人会により河道内の除草が行われている。

1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1.2.1 河川整備の基本理念

松山路川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、流域の社会経済情勢、河川整備の現状、水害発生状況、及び河川利用の状況並びに河川環境の状況を考慮するとともに、社会経済情勢の発展に寄与できるよう、浜島町総合計画、浜島町都市計画マスタープラン等、関連計画における基本方針を十分に考慮し、治水上の安全性の確保や河川の適正な利用の推進に図るとともに河川環境の整備と保全に努める。

1.2.2 基本方針

松山路川河川整備の基本理念を踏まえ、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を以下の通りとする。

高潮、洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

流域内の土地利用状況、河川の規模・形態や既往洪水等を考慮して、概ね30年に1回発生する規模の洪水を安全に流下させ、台風による高潮にも対処できる整備を目指すものとする。また、整備途上や計画規模を上回る洪水時における被害の軽減を図るため、関係機関や地域住民等との連携し、警戒避難体制及び情報連絡体制の整備等のソフト対策を総合的に推進し、上下流のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、流域全体での取り組みが重要なことから、関係機関や流域住民の協力のもとに水源域の森林

の保全、土砂の適正な管理、下水道整備等の働きかけ、流域全体で一体となつて、健全な水環境系の構築に努めるものとする。

近年、地域住民の生活等に著しく影響を与えるような濁水の報告はされてないが、農業用水の取水や河口付近ではシロウオ漁やアオノリ養殖が行われていることから、今後とも関係機関との調整により、合理的かつ有効的な水利用の促進を図るものとする。

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水面との調和を図りつつ河川環境の保全に努める。中流区間では、豊かな自然環境を有する河川空間の保全に努め、上流区間では、生息するカワムツ、オイカワの生態に配慮し、州、瀬、淵や山付き部の河畔林の保全に努めると共に、周辺住民の日常的な河川利用にも配慮した整備を実施する。下流区間では、シロウオの産卵床となる砂等の清浄な底質材料や良好な水質の保全を図ると共に、シロウオ漁などの河川水辺の利用や浜島町ふるさと公園との景観上の調和に配慮した護岸整備を実施する。

河川の維持管理に関する事項

災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の機能を十分に発揮させるよう河川パトロールなど維持管理を適切に行う。なお、除草等の実施にあたっては、現在活動している地元NPOをはじめとした、地域住民との協働による河川管理体制を整えるものとする。

地域との連携と地域発展における事項

地域自治体のまちづくりや環境に関する施策との連携を図るとともに、住民参加等により、地域の声を河川整備に反映させ、川を通じた地域の個性の創出と地域発展を目指す。沿川の施設等との一体利用を図り、河川を通じて人々の交流、自然体験の場を作り、地域に活力を与え、地域の発展に寄与することを目指す。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

2.1 基本高水並びにどの河道への配分に関する事項

桧山路川における基本高水のピーク流量は、既往の洪水と河川の規模・形態、流域の土地利用状況をふまえ、概ね30年に一回起こりうる雨量で生起する洪水を対象とし、基準地点の桧山路大橋において70m³/secとし、全量を河道へ配分する。

表-2.1 基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /sec)	河道への配分流量 (m ³ /sec)	その他施設による調節流量 (m ³ /sec)
桧山路川	桧山路大橋	70	70	-

2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

桧山路川における計画高水流量は、基準地点の桧山路大橋において70m³/secとする。

単位：m³/sec

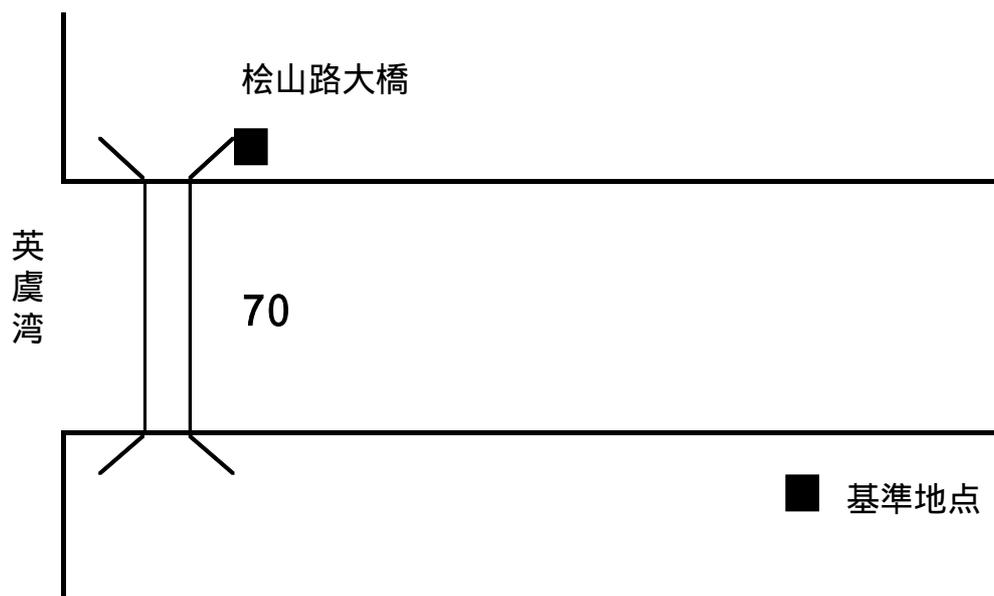


図-2.1 計画高水流量配分図

2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 桧山路川の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅等は次のとおりとする。

表-2.2 主要な地点における計画高水位及び川幅

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)
桧山路川	桧山路大橋	0.0	2.65	50

注) T.P. : 東京湾中等潮位

2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

桧山路川の河川水の利用については、主に流域内の水田への農業用水（灌漑面積10.29ha）の他、洗い物等の生活利用及び集落の防災用水として利用されており、湯水時においても既得水利に支障を来しておらず、今後の桧山路川の整備及び管理にあたっては、著しい影響を及ぼさないように行うものとする。

流水の正常な機能を維持するための必要な流量については、流況や取水実態、

動植物の生息・生育環境の状況等の把握に努め、総合的判断の上、今後設定していくものとする。

